

○北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例

制 定 平成19年8月7日条例第26号

最近改正 平成19年11月22日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により広域連合選挙管理委員会の求めに応じて出頭する選挙人その他の関係人（以下「出頭人」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費相当額の支給)

第2条 出頭人に対しては、その要する旅費に相当する額を実費弁償として支給する。

2 前項の規定により支給する額は、特別職の職員に支給される旅費に相当する額とする。ただし、日当は、旅程にかかわらず、その全額を支給する。

(その他の実費弁償)

第3条 前条に定めるもののほか必要な経費があるときは、その実費を弁償することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平19. 11. 22条例36)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。